

社会福祉法人香春町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、定款第10条及び第25条の規定に基づき、社会福祉法人香春町社会福祉協議会の役員、評議員及び委員（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬及び費用弁償)

第2条 役員等が招集に応じ又は、会議等に出席したときは、報酬及び費用弁償を支給する。

2 報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、次表のとおりとする。

区 分	報酬及び費用弁償額	備 考
監 事	4, 7 0 0 円	日 額
役 員	2, 5 0 0 円	日 額
評 議 員	2, 5 0 0 円	日 額
委 員	2, 5 0 0 円	日 額

(旅費の支給)

第3条 役員等が業務のため旅行したときは、社会福祉法人香春町社会福祉協議会役職員等旅費規程により、費用弁償として旅費を支給する。

(補 則)

第4条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。